

平成19年4月 条件付き一般競争入札を全面実施 地元業者への支援策問う



公平性や透明性が求められる公共工事の入札

議員 本市では、談合防止策の一つとして、平成十八年四月から電子入札システムを導入しているが、入札の透明性をさらに向上させるための取り組みについて聞きたい。

総務部長 十九年度から、工事案件については全面的に一般競争入札を実施している。また、第三者の監視を受けることが入札の透明性の向上に有効であることから、入札監

救命率高めるAED 今後の配備計画を聞く

議員 本市では、市民の安心・安全を守るという立場から、心肺停止状態に陥った人に対して、心臓を再鼓動させる自動体外式除細動器(AED)を、多くの市民が利用する公共施設や体育施設等に配備しているが、今後の配備計画について聞きたい。

消防長 今後は、救急支援助時に救急車と同時に出勤する消防車両へ配備していきたいと考えている。なお、災害時の避難場所である小中学校、福祉施設等については、施設の特性を考慮し、管理者と十分協議しながら、配備を進めていきたい。

議員 小中学校での事故

18年度に導入の指定管理者制度 市民サービス向上へどう対応

議員 公の施設の管理・運営に当たり、民間の効率的な運営方法を導入することで経費削減やサービスの向上などを図る指定管理者制度が注目されているが、本市の導入状況を聞きたい。

企画部長 十八年度は一〇施設に導入し、十九年度は、松延小学校区放課後児童クラブ、二十年度は聖苑、ビーチセンター、馬入ふれあい公園全体に導入する予定である。

議員 制度導入による市民サービスの低下を防ぐため、常に利用者の満足度を調査し、運営に生かしていくことが必要だと思いが、見解を聞きたい。

企画部長 現在、各施設

入札の総合評価方式 20年度試行を目指す

議員 他自治体でも導入している総合評価方式は、施工時の安全性や住環境への配慮など価格以外の多様な要素を総合的に評価し、価格と品質に優れた業者を選定する入札方式である。総合評価方式の導入について本市の考えを聞きたい。

総務部長 本市でも、この方式の導入を検討しており、十九年度は課題等の整理や制度の骨格づく



指定管理者制度を導入した馬入のサッカー場

平塚市 さわやかで清潔なまちづくり 条例 施行後の成果と課題尋ねる

議員 平成十八年十月一日に平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例が施行された。条例では、指定区域での路上喫煙禁止やごみのポイ捨て禁止等が盛り込まれているが、施行後の状況を聞きたい。

環境部長 路上喫煙禁止区域で喫煙者は半減し、またポイ捨てされた吸い殻等も減少している。

議員 条例の施行後、市にはどのような意見が寄せられているのか。

環境部長 「路上喫煙禁止区域を示す標示が少ない」「深夜の路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが多い」などの苦情があった。

議員 路上喫煙の禁止区域を示す標示板を増設する考えはあるのか。

環境部長 既設の案内看板や標示シートに加え、

PPPの活用 本市の考えは

議員 複雑化する自治体の課題に対し、指定管理者制度など、民間企業と行政とがパートナーを組む事業手法の総称であるパブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)の活用について、本市の考えを伺いたい。

企画部長 厳しい財政状況の中で多様化する市民ニーズに対応するにはPPPは有効な手段であると考えている。今後行政としての役割や責務を踏まえ、導

現行義務教育費国庫負担 制度堅持に関する意見書

議員 義務教育国庫負担制度は、経済的な条件や居住地の如何に拘わらず、義務教育が等しく受けられるという必要最低限の水準を確保するために不可欠な財政上の制度として認められ今日まで維持されている。昨今の景気の低迷を考慮すると、義務教育の水準を維持し、すべての子どもたちの教育環境の

議員 安定的な維持を確保するためには、義務教育費国庫負担制度の堅持と、負担率の還元は必要と考える。

よって、政府におかれましては、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

一 平成二十年度も、義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・

二 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を二分の一に還元すること。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年六月二十六日
平塚市議会

資源再生物の 持ち去り対策

議員 資源再生物の持ち去り問題が他市でも相次いで起きているが、本市の状況を伺いたい。

環境部長 回収業者、自治会などからは持ち去り被害に関する報告等は少ないが、一部では被害があるものと推測している。

議員 資源物の持ち去りにはどのように対応しているのか。

環境部長 実際に持ち去る者が特定できれば条例に基づき指導等を行い、なおも違反行為を中止しない場合は警察等に告発する方針である。

神奈川県最低賃金 改定等についての意見書

議員 我が国の経済は景気回復基調を保ちながら推移しているが、需要拡大の効果は大企業に集中し、地域間・企業規模間における格差は拡大している。雇用情勢も、完全失業率は依然四%台の高水準で推移しており、一年以上にわたる長期失業者に加えてフリーター・ニート(NEET)といった若年者の雇用問題も深刻化している。また、パートタイム労働者比率の上昇などにより、全体の賃金水準が低下する中、賃金の規模間格差も拡大している。

このような状況の中、最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであり、労働者を支援する労働行政の重要施策であると考えられる。

よって、貴職におかれましては二〇〇七年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に際して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

一 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、一般労働者の賃金水準へ

二 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年六月二十六日
平塚市議会